

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「7歳」を「8歳」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（理 由）

小学2年生について、通院を新たに子ども医療費助成の対象とするとともに、入院に係る助成内容の拡充を行うため、本案を提出する。